

「ライフサポートサービス」お申込みに関するご注意点

■ライフサポートサービス（以下「本サービス」といいます）お申込みの際し、株式会社テレビ岸和田（以下「TVK」といいます）が定める「ライフサポートサービス利用規約」（以下「本規約」といいます）および「テレビ岸和田 4K デジタルテレビ契約約款」をご確認ください。

<https://www.tvk.co.jp/contract/>

■TVK は、本規約に従い、加入者に対し、JCOM 株式会社（以下「JCOM」といいます）が提供する「CATV ライフサポート卸サービス」を利用することができる権利（以下「本利用権」といいます）を付与することで本サービスを利用することができます。

■〈本利用権〉

TVK は、加入者に対し、本サービスの利用開始日から利用終了日までの間、本規約等に定める条件に基づき、本利用権を付与します。

①TVK は、加入者が本サービスの提供を要請する際の連絡先としてフリーコール番号を指定します。

②加入者は、第三者に対し、本利用権を譲渡または貸与等することはできません。

③本規約等に明示するものを除き、TVK は、本サービスに関する何らの権限も加入者に譲渡または付与するものではありません。

■本サービスについて JCOM ホームページのご確認をお願いいたします

https://www.jcom.co.jp/catv-service/life_support/pdf/goannai_denwa_kaketsuke.pdf

■〈本サービスの提供および利用〉

加入者は、本利用権に基づき、JCOM の提供するライフサポート電話相談サービスおよびライフサポートかけつけサービスを利用することができます。

ただし、加入者が法人名義である場合、本サービスのご利用はできません。加入者にて解約のお申し出が必要になり、お申し出がない場合は基本料金が発生します。

1. お申込み条件について

本サービスのお申込みは、TVK 基本サービスのいずれかの契約者に限ります。TVK 基本サービスとは、TVK のテレビサービス（BS コース以上）、第1種インターネット接続サービス（ケーブルインターネット・光インターネット）、固定電話サービスのいずれかの契約をいいます。

テレビ「4K BS エコ ライフサポートコース」の契約者は基本契約に本サービスが含まれます。

本サービスをお申込後6ヵ月が経過しても TVK 基本サービスの工事が完了していない場合は自動的にお申込みが取り消されます。

すべての TVK 基本サービスを解約された場合、本サービスも解約となります。

2. ご利用開始（課金開始）について

本サービスのご利用開始日は、申し込み受付の属する月の翌月からとなります。

ただし、TVK 基本サービスの工事が伴う場合のご利用開始日は工事完了確認の属する月の翌月からとなります。

3. ご利用終了（課金終了）について

本サービスの利用終了日は、解約受付日の属する月の月末までとなります。

4. お支払方法について

本サービスの月額利用料金は、TVK 基本サービスのご利用料金と合わせて請求いたします。

万一、料金の未払いが発生しますと、遅滞損害金として年利 14.5%を加算して請求させていただきます

2025 年 1 月 31 日